

マイナンバー

個人番号カード申請・受領のお知らせ

問合せ 市民課

今年1月から、マイナンバー制度に伴い市役所を含む行政機関などでの手続き(税、社会保障、災害対策部門)のマイナンバー(12ケタの個人番号)の利用が開始されます。また、個人番号カード(マイナンバーカード)の交付が開始されます。

【個人番号カードとは】

- 「個人番号カード」は、希望する人の申請により交付します。(必ず作らなければならぬものではありません。)
- プラスチック製のICチップ付きカードです。
- 表面には、氏名・住所・生年月日・性別・顔写真・有効期限が記載され、裏面には、マイナンバー(個人番号)・氏名・生年月日・電子証明書有効期限・市役所の連絡先が記載されます。
- 有効期間は、発行日から10回目(発行時20歳未満の人は5回目)の誕生日までとなります。電子証明書の有効期間は、発行日から5回目の誕生日までです。

※外国人の住民(特別永住者および永住者除く)は、在留カードに記載された在留期間の満了日までとなります。

- 顔写真記載の公的な本人確認書類として利用できません。

(通知カードは本人確認書類にはなりませんので、ご注意ください。)

- 平成29年1月から開始されるマイナンバーへのログインをはじめ、各種の行政手続のオンライン申請に利用できるようになります。

※マイナンバーとは…自宅のパソコンなどから、各種社会保険料の支払い状況や行政機関が自分の個人情報にアクセスした履歴、制度改正などのお知らせ、受取可能な各種給付案内といった情報を取得できる個人用サイトです。

- e-Taxなどの電子申請などが行える電子証明書が標準搭載(初回のみ無料。再交付手数料は200円)されます。 ※15歳未満除く



【個人番号カードの受領方法】

- 個人番号カードを申請した人で、交付の準備が完了した人から順番に交付通知書を郵送します。
- 原則として本人が市役所交付窓口まで、本人確認書類(A書類1点またはB書類2点以上)・通知カード・交付通知書・住基カード(あれば)を持参してください。

本人確認書類 (いずれもコピー不可)

- A書類…住民基本台帳カード(顔写真入りのもの)、運転免許証、運転経歴証明書、パスポート、身体障害者手帳、精神障害者保健福祉手帳、療育手帳、在留カード、特別永住者証明書など
- B書類…健康保険または介護保険の被保険者証、各種年金手帳、児童扶養手当証書または特別児童扶養手当証書、生活保護受給者証、医療受給者証、社員証、学生証、本人名義の預金通帳など

※個人番号カードの交付申請が集中した場合、交付が遅れる可能性があります。確定申告を控えた時期に電子証明書の有効期間満了を迎える人は、特にご注意ください。

【個人番号カードの交付申請方法】

①郵送で申請

「通知カード」と一緒に送付されている「個人番号カード交付申請書」に、証明用の顔写真を添えて、同封の返信用封筒で郵送してください。

②オンラインで申請

スマートフォンなどのカメラで顔写真を作成し、交付申請書のQRコードから申請用サイトにアクセスし、必要事項を入力の上、顔写真のデータを添付して送信してください。

- 交付手数料は、初回のみ無料です。紛失などによる再交付手数料は800円です。

※電子証明書手数料200円は含んでいません。

- 「個人番号カード」の即日交付はできませんので、ご了承ください。

【住民基本台帳カードをお持ちの人へ】

- 住基カードの有効期間内であれば、平成28年1月以降も、個人番号カードを取得するまでは有効に利用できます。

- 個人番号カードを申請した人は、個人番号カードを交付する際に、住基カードを返納していただく必要がありますので、個人番号カードを受領される際には、住基カードを必ず持参してください。

※紛失した人は別途手続きが必要です。

防 災 情 報

1月17日は「防災とボランティアの日」 1月15日～21日は「防災とボランティア週間」

平成7年1月17日に発生した阪神・淡路大震災において、各種のボランティア活動および住民の自発的な防災活動の重要性が広く認識されたことから、毎年1月17日が「防災とボランティアの日」、1月15日～21日が「防災とボランティア週間」にそれぞれ指定されています。

この機会をきっかけとして、ボランティア活動への認識を深めるとともに、各家庭の防災対策は十分なのか、改めて確認してみましょう。

【社会福祉法人 泉佐野市社会福祉協議会のとりくみ】

泉佐野市社会福祉協議会（社協）では、日頃からボランティア活動の支援を行っています。

その他、災害ボランティア事前登録事業として、災害が起こった時に活動していただくボランティアの事前登録と、登録者への定期的な研修・訓練と交流会を行っています。

災害が起こった時には、泉佐野市と締結した協定に基づき災害ボランティアセンターを設置し、復興活動の支援にあたります。また、日頃より定期的な設置訓練を行っています。

公開訓練 ※未登録の人も参加できます

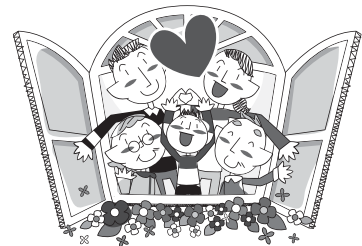


▲事前登録者連絡会の様子

日時 1月31日(日) 午前10時～午後0時30分
定員 50人 (先着順)
場所・申込・問合せ
 1月25日(月)までに泉佐野市社会福祉協議会
 (☎464-2259) へ



▲災害ボランティアセンター運営訓練でのボランティア依頼の受付



地域の絆づくり登録制度（避難行動要支援者登録制度）をご存知ですか？

地域の絆づくり登録制度とは、障害や高齢などで災害時に自力で避難するのが困難な人にあらかじめ名簿登録をしていただき、登録していただいた情報を地域の支援団体へ提供することで、災害時の避難支援活動や安否確認、また平常時の見守りなどに役立てる制度です。

支援団体では、社会福祉協議会の地域福祉コーディネーターとともにワークショップを開催し、地区の地図に要支援者、避難所、危険個所などを印付けすることで、みんなで確認しながら情報を共有します。

その後は、この地図を基に、支援団体と地域福祉コーディネーター、CSW（コミュニティソーシャルワーカー）が要支援者の個別訪問を行ない、日頃の見守りや避難訓練の呼びかけに活用していきます。

※案内が届いていない人でも、災害時に支援を要する人は、登録することができます。

届出書提出・問合せ 市民協働課、障害福祉総務課、高齢介護課



▲ワークショップの様子

おおさか防災ネット

【災害時に役立つポータルサイトと

防災情報メールの配信】

- ポータルサイト…<http://www.osaka-bousai.net/>
 - 防災情報メール… [tourouku@osaka-bousai.net]
- へ空メールを送信してください。

※右のQRコードもご利用いただけます。



泉佐野市防災情報ツイッター

ツイッターでも防災情報を発信しています。

アカウント名：

泉佐野市防災情報（公
式）

アカウントID：

@Izumisano_Bosai

